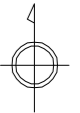


令  
和  
四  
年  
九  
月  
作  
成



10NE683

		10NE682
		10NE684
		10NE782



凡 例

建築基準法関連

- 1号道路 道路法の適用を受ける幅員4m以上の道路
- 2号道路 2号道路 (区域指定) 都市計画法、土地区画整理法、都市開発法等による、幅員4m以上の道路
- 3号道路 建築基準法施行時または都市計画区域輸入時に、既にあった幅員4m以上の道路
- 4号道路 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法等による道路で、2年以内に築造が予定される道路
- 位置指定道路 (5号道路) 建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法等によらず、新しく作られる道路
- 2項道路 建築基準法施行時または都市計画区域輸入時に、既にあった幅員1.8m以上4m未満の家屋の建ち並んでいた道路
- 特定道路 (第43条ただし書) 特定行政庁が定めた基準を満たす道路
- 非道路 建築基準法上の「道路ではない」と判定した道路

都市計画区域



10NE684

10NE683 ( 東 山 )

